

第1章 総則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条（目的） この条例は、二元代表制の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外			

第2章 議会及び議員の活動原則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第2条（議会の活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	一部ではできていると思うが、少数派の意見を聞くような姿勢が足りていないと感じる時がある。	
(2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議会での会議は概ね公開されるようになったが各派代表者会議など、議会での意思決定につながる会議については非公表であり、透明化が必要である。	
(3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議会として市民の意見を聞く公聴会を開いたり、委員会で市民の場に出向いて意見を聞く会を開くなどの取り組みが必要。 (参考：可児市議会)	
(4) 市政運営を監視及び評価すること。		☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議員としてはそれぞれ行っているが、議会全体としては、監視できているとはいえないため。	
(5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。	・政治倫理条例及び市議会の個人情報保護条例の制定に当たっては、複数の議案が提出され、活発な議論を経て賛否が決められた（R5①）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	議員が個人個人で政策を提案する場面は多いが、議会として活発に議論を行って提案できているとはいえない。	
(6) 不断の改革を行うこと。	・タブレット貸与及びペーパーレス会議システム導入による議会資料のペーパーレス化を実施（R5①施行実施、R5③本格実施） ・LINEWORKS導入による連絡の効率化・ペーパーレス化を実施（R5③前） ・市議会ホームページにおける議会資料掲載の早期化（R6③～）	☐概ねできている ☒一部できている ☐できていない ☐その他	ICT化などは進んできたが、議会としての広報は以前と変わらないスタイルであり、積極的に進めることが必要。	
第3条（議員の活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。		☒概ねできている ☐一部できている ☐できていない ☐その他	個人としては様々な市民活動や、相談会などに参加し、日々市民の声や情報を集めている。	
(2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。	・毎年1回、様々なテーマの研修会を議長主催で実施	☒概ねできている ☐一部できている ☐できていない ☐その他	できる限り学習会や研修会には参加し、現場に出向き実態を調査するなどの取り組みを行っている。	

第4条（政治倫理） 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。	・府中市議会政治倫理条例を制定（R5①） ・府中市議会政治倫理条例に基づく宣誓書未提出議員に対して、本会議において未提出理由の意見聴取を実施（R5②） ・議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施（R6①前） ・議会運営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をす	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	個人としては求められているものに応えているつもりであるが、一部議員の中には、逮捕者が出たり、ハラスメントのような行動を行う議員がいる。	
第5条（災害時の議会等の対応） 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。	・ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、LINEWORKSによる連絡訓練を実施（R5④前）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	さまざまな災害に対応すべく、議会としての対応訓練や学習会、避難所開設といった対応が率先してできるような取り組みが必要。	

第3章 市民との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(議会の公開及び説明責任)				
第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。	・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開（常任委員会H24②～、特別委員会（予決算を除く）H27臨～、議会運営委員会H30臨～、予算・決算特別委員会H30③～） ・市議会ホームページにおけるインターネット配信の実施（本会議H25②～、委員会R5③～）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	各派代表者会議や委員協議会についても公開することを検討すべき。	
2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	・議会報において議決の個人賛否を掲載（H29②～） ・議会傍聴について、手話通訳に加えノートテイクによる傍聴にも対応（R3予算から） ・市議会ホームページに議会報のテキストデータを掲載し、視覚に障害がある者の情報収集を円滑化（R4）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議会としての「議会報告会」が必要と考える。また、広報を強化するために広報を担う委員会を設置し、インターネットでの動画の扱い方の方向性や、議会報編集委員会以外の取り組みも行う。	
第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。		☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	各派代表者会議や委員協議会についても公開することを検討すべき。	
2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	趣旨には賛同するが、言葉の使い方にこだわり反対される場合があるなど、陳情者の意図を汲めない場合がある。趣旨採択をできるように検討する必要がある。	
3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。	・府中市議会政治倫理条例の制定過程で、対面による市民意見を聴取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコメントを実施（R4②～④）	☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	議会としても、委員会としても、市民との懇談等といった機会を設けることはできていない。	

第4章 市長等との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
（市長等と議会の関係）				
第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望書を全会派の総意で市長に提出（R2臨①） ・議会から総合計画審議会委員を選出し、総合計画の策定に参画	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	会派では監視及び評価をしていると思うが、議会として政策立案や提言として市長等に求めることはコロナの件以外はほとんどないため。	
2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議員や会派から説明を求めていることはあるが、議会としてはあまりできていないと思われる。	
（質疑等の形式）				
第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議員によっては問題点や審議を深められているか疑問に感じられることもある。	
2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更（R2②～）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	多くの議員は一般質問等を行っている。	
（議決事項の追加）				
第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			

第5章 議会の運営及び体制

（会期及び回数）				
第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			
2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	条例が定める通りに開催はできているが、通年議会などについても検討の余地がある。	
（討議の原則）				
第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議決責任を果たすためといいつつ、質問の数や時間を制限しようという動きも感じられる。	
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。	・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議 ・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員間討議ルールを申合せ（R5①）	☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	現在は議会運営委員会の中で、議会改革のところでしか議員間討議を行えていない。委員会等でも議員間の討議を行えるようにしていくことが必要。	

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
（定数） 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。			
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。		☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☒ その他	議員定数については市民の意見を聞くことも大切だと考えるが、少数派の意見を反映させたいと考え、削減することに対しては慎重な議論が必要。	
3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外			
4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	会派に属さない議員に対してもオブザーバーとして出席でき、時には発言できる機会もあることは評価できる。	
（議会事務局） 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	各市町村への調査活動など、積極的に活用できるように相談していきたい。	
（議会図書室） 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース（議会ロビー）に議会図書室を設置（R5③前）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議員報酬） 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。	・議員が逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときに議員報酬停止規定を報酬条例に追加（R5①）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。	・隔年で府中市特別職報酬等審議会の答申内容の報告を聴取	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議員報酬については、過去の代表者会議で職員報酬等と連動するとの申し合わせがされているが、社会状況等に合わせて検討することを毎回するべきである。	

第6章 補則				
（条例の検証等） 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を実施（R5②～）	☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	検証をいつどのようにするのか、ということが決められていなければ実施しないことがわかった以上、この機会に検証時期を明確にすべきである。	